

県外などで定期予防接種を希望する方へ償還払いのお知らせ



県外又は熊本県広域化予防接種事業に参加していない医療機関^{※1}で定期予防接種を希望する人は、事前申請をすると定期予防接種費用の助成が可能です。

※1 熊本県広域化予防接種事業とは、住所地市町村以外の医療機関でも接種が可能となる事業です。この事業に参加している医療機関は随時更新されるため、接種前に接種予定医療機関に御相談ください。



□ 申請の流れ

1. 「予防接種実施依頼書交付申請書」を Logo フォームまたは「いきいき健康課窓口」へ提出してください。(窓口提出の場合、申請書様式はホームページからダウンロードまたは窓口で取得できます。)
2. 申請後、接種希望の医療機関宛通知^{※2}を申請者へ送付します。届いた書類は接種先医療機関へ提出してください。(※2 医療機関宛通知とは「予防接種実施依頼書」のこと)

☆申請書受理から予防接種実施依頼書等の到着まで1～2週間程度かかります。書類が手元に届くまで予防接種はできませんので、余裕をもって手続きをお願いします。

□ 予防接種を受けた後の流れ

1. 予防接種を受けた後は、以下の提出書類を添えて「いきいき健康課窓口」で申請してください。申請は、接種日の翌日から1年以内に行ってください。
 - ① 予防接種助成金交付申請書兼請求書
 - ② 接種した医療機関等が発行した領収書の原本
 - ③ 予防接種の記録がされているもの(母子健康手帳の写し又は予防接種済証など)
 - ④ 予診票(接種した予診票)
 - ⑤ 振込希望先の金融機関の通帳の写し
2. 提出書類を確認後、適正と認めた場合は、申請者へ「予防接種助成金交付決定通知書」をお送りします。なお、書類に不足等があった場合は、御連絡します。
☆助成金の額は、予防接種に実際に要した費用または市が個別予防接種委託契約で定める予防接種費用のいずれか少ない額となります。

Logo フォーム申請



<問い合わせ先>

水俣市いきいき健康課 健康推進室
(保健センター)予防接種担当
電話:63-3202